

等、福生市における大きな事業が山積しており、これが促進解決にはぜひ吉岡さんの豊富な知識と実力が待たれておりました。このやさきにいかれた吉岡さんのその無念、心残りにはかり知れないものでありましょう。しかし吉岡さんが福生市政の上に残された業績は決して消え去るものではありません。そのことは私たちはもとより市民一人一人がよく理解いたしておるところであります。私たちも吉岡さんの情熱に負けることなく、福生市のよりよい発展のために努力をいたす決意であります。

最後に吉岡さんのご冥福を心からお祈りいたしますとともに、ご遺族の皆さまがこの悲しみを乗り越え、力強く生きていかれますよう、心からお祈り申し上げます。追悼のことはといたします。

○議長（石川信義君） 以上をもって貫井喜代次君の追悼演説は終わりました。

○議長（石川信義君） この際報告事項がございますので、事務局長

をして諸般の報告をいたさせます。

（古谷議会事務局長報告）

一、昭和四十九年第二回福生市議会臨時会の招集について

（別添参照）

二、議案の送付について（別添参照）

三、市議会議事説明員の委任について（別添参照）

四、議案説明員の出席要求について（別添参照）

五、昭和四十九年二月分例月出納検査実施結果報告（別添参照）

六、定期監査の結果について（別添参照）

○議長（石川信義君） 以上で報告は終わりました。

○議長（石川信義君） 次に日程第二会期の決定を議題といたします。

今次臨時会の会期については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 岩田 博君 登壇）

○議会運営委員長（岩田 博君） ご指名がございましたので報告いたし

ます。

議会運営委員会は去る四月十七日午前九時から全員の出席を得まして開催し、本臨時会の会期・日程等について協議検討いたしました。結果、提出案件は、昭和四十八年度分の起債の追加による補正予算の専決処分、及びすでに全員協議会で説明されております七小と三中のプール築造工事契約の専決処分二件、ならびに地方税法の改正に伴う税条例の一部改正ほか一件であり、理事者より詳細なる説明を受けることにより、ご理解をいただけるものとして慎重ご審議の上、即決をご要望申し上げ、会期は本日一日限りとしてお願いすることに委員会では決定いたしました。

なお税条例の一部改正については、内容が多岐にわたっておりますので、全員協議会で詳細な説明を願うよう予定しておりますから、お含みおき願います。

日程の順序につきましては、すでにご配付申し上げたとおりお願いすることとし、本日昭和四十九年度事業に関連のある陳情書二件が提出され、議会運営委員会としては、これらはできるだけ

早く決論づける必要があるとの判断から追加日程としてご審議をお願いするよう意見の一致をみておりますので、よろしくお願いいたします。

また理事者側から全員協議会の申し出がありましたので、全日程終了後行なうことに議会運営委員会といたしました。了解しておりますことを、あわせてご報告しておきます。

以上のとおりであります。何とぞ議会運営委員会の決定どおり議事が運ばれますようお願いを申し上げます。報告といたします。

議長（石川信義君） 以上で委員長長の報告は終わりました。

おはかりをいたします。

会期につきましてはただいま委員長から報告されたとおり、四月二十三日一日間と決定をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君） ご異議なしと認めます。よって会期は一日間と決定をいたしました。

議長（石川信義君） 次に日程第三報告第四号専決処分の承認を求めることについて（昭和四十八年度福生市一般会計補正予算（第九号））を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政課長上野重勝君登壇）

企画財政課長（上野重勝君） ご指名をいただきましたので、報告第四号につきまして、提案理由ならびにその内容についてご説明を申し上げます。

本件は昭和四十八年度福生市一般会計補正予算（第九号）につきまして、地方自治法第百七十九条第一項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、同条三項の規定に基づいて議会に報告をし、その承認を求めようとするものでございます。

次に補正予算の内容についてご説明を申し上げます。

本予算は起債が百三十万増額許可になりましたので、これを財源といたしまして予算を編成した次第でございます。予算

の総額に百三十万円を追加をいたしまして、それぞれ歳入歳出を四十二億七百五十一万円に定めようとするものでございます。

二ページにまいりまして、その内容でございますが、歳入におきましては、市債の五億二千五百四十万円に百三十万円を追加いたしました。合計を五億二千六百七十万円としようとするものでございます。歳出におきましては、この増額を予備費に計上いたしました。補正前の額六千八百九十四万二千円に百三十万円を補正をいたしまして、その総額を七千二百四万二千円にしようとするものでございます。

次に第三表の地方債の補正でございますが、これは仮称市立福生第七小学校用地取得事業につきまして、起債の限度額が一億一千九百五十万円でありましたものを、百万円追加いたしました。一億二千五百万円としようとするものでございます。また市立福生第一中学校屋内運動場改築事業につきましては、限度額四百四十万円に三十万円を加えまして、限度額を四百七十万円に引き上げようとするものでございます。

以上簡単でございますが、内容の説明を終わらせていただきます。

きます。

○議長（石川信義君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君） 以上で質疑は終わります。

おはかりをいたします。

ただいま議題となっております報告第四号の専決処分については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君） ご異議なしと認めます。 よって報告第四号は

原案どおり承認することに決定をいたしました。

○議長（石川信義君） 次に日程第四報告第五号 専決処分の承認を求

めることについて（福生市立福生第七小学校プール築造工事契約・福生市立福生第三中学校プール築造工事契約）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政課長 上野重勝君登壇）

○企画財政課長（上野重勝君） ご指名をいただきましたので、報告第五号につき提案理由の説明を申し上げます。

本件は福生市立福生第七小学校プール築造工事・福生市立福生第三中学校プール築造工事契約につきまして、地方自治法第百七十九條第一項の規定により専決処分をいたしましたので、同条三項の規定に基づきまして、議会に報告しその承認を求めようとするものでございます。

次に契約の内容についてご説明を申し上げます。

名称は福生市立福生第七小学校プール築造工事・福生市立福生第三中学校プール築造工事でございます。規模構造は七小の分につき、

ましては、長さが二十五メートル、幅が十一メートル、水深が一・二メートル、アルミ合金製のものとございます。三中につきましては、長さが二十五メートル、幅が十一メートル、水深が一・四メートル、同じくアルミ合金製のものとございます。次に契約の方法でございますが、別紙

に添付のとおりに指名競争入札にいたしましたところ、落札者がございませので、最低入札者と予定価格をもって随意契約を締結をしてきた次第でございます。 契約の金額は五千四百万円。 工期は昭

和四十九年四月十六日から昭和四十九年六月二十五日まででございます。 契約の相手方は株式会社竹中土木の代表取締役社長竹中宏平、代理人 取締役東京支店長 小林章二でございます。

以上簡単でございますが、説明を終わります。

○議長（石川信義君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

○十九番（大野行夫君） 本案には異議はございませんが、これができ上がった後のプールの使用についてどうとお伺いします。

現在できております一小から六小までのプールにおきましても、夏季のプールの指導というものには相当難問があると聞いておりますが、はたしてこれができ上がった後にこの七小と三中のプールの使用について教職員がこれを率先してできるような陣容を現在行なっているかどうか お伺いいたします。

○教育長（町田倍二君） 自席でお答え申し上げます。

学校プールの使用の関係につきましては、すでに新聞等でご承知のことと思いますが、最近学校の夏季中のプール指導につきましては、社会教育に移項するというような方針が出ております。しかしながら現段階におきましては、社会教育でやるということは一挙には困難でございますので、学校の教員を一応非常勤の指導員として委託いたしましたっております。今年もそのような方法でやるつもりでございます。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君） 以上で質疑を終わります。

おはかりをいたします。 ただいま議題となっております報告第五号の専決処分については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君） ご異議なしと認めます。 よって報告第五号は原案どおり承認することに決定をいたしました。



○議長（石川信義君） 次に日程第五及び日程第六は関連がありますので、一括して上程をいたします。

日程第五議案第四十号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例
日程第六議案第四十一号 福生市都市計画税条例の一部を改正する条例
以上二案を一括して議題といたします。

この間暫時休憩をいたします。

午前十時三十一分 休憩

午後一時二分 開議

○議長（石川信義君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本二案について提案理由の説明を求めます。

（税務課長 島田 猛君登壇）

○税務課長（島田 猛君） ただいま議題となっております議案第四十号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例及び議案第四十一号 福生市都市計画税条例の一部を改正する条例の二案について提案理由

福生市議会

と改正内容の大綱についてご説明いたします。

この改正条例は今次国会において可決成立し、公布されました地方税法の一部を改正する法律に基づきまして、本市におきましても改正の必要が生じましたので、ここにご提案申し上げた次第でございます。

その骨子といたします点は、第一に市民税について税負担の軽減をはかるために、課税最低限の引き上げ、所得諸控除の引き上げ、またみなし法人課税選択制度の導入、法人税割の税率の引き上げ、さらに個人不動産業者の取引き代金について事業所得と分離して課税の強化を行ない、第二に固定資産税につきまして、二百平方メートル以下の小規模住宅用地にかかる評価額を四分の一のとするともに、その税をもとにして計算いたしました税額が、四十八年度における同面積の税額をこえるときは四十九年、五十年の二年度は、四十八年度の税額に据え置くとするのとともに、個人非住宅用地にかかわる四十九年、五十年の固定資産税は原則として前年度の課税標準となるべき額の一・五倍の額を限度として算定した税額とし、またA・B農地の宅地化促進につきましても、減額措置を講じ、第三に従来の電気が

ス税を電気税、ガス税に分離し、住民の負担軽減をはかるため、ガス税の税率を百分の五に引き上げ、さらに両税の免税点の引き上げを行ない、また保育所の電気及びガス税につきましても非課税にする等の軽減措置を講ずることとしたこと等であります。改正の内容につきましましては、お手元にあるとおりでございますが、内容につきましましては、ただいま申し上げました大綱が主になって改正になっておりますので、逐条の説明は省略させていただきます。

かような次第で、その改正内容による条文は附則にもありますが、公布の日から施行し、その適用を本年四月一日からにしようとするものでございますが、改正前の関係につきましましては、四十八年度までですが、これは従前の例によるというふうに定められたものでございます。

次に議案第四十一号福生市都市計画税条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

ご案内のように都市計画税は評価額課税をたてまえとしておりますが、市税賦課徴収条例におきましては、住宅用地の評価

は二分の一、小規模住宅用地は四分の一とそれぞれ定められておりますので、都市計画税はこの特例によらない評価額課税とするために改正しようとするもので、「九項」というのは住宅用地の二分の一をさしておりました、「十項」とは小規模住宅用地の四分の一をさしてあります。なお本改正条例の施行は附則にも明示のとおり公布の日とし、二項で改正後の本条例中二条二項と附則六項は小規模住宅用地の部分が入るために、四十九年度から適用し、四十八年度分までの都市計画税につきましましては、従前の例によるというふうに改正しようとするものでございます。

なおこのたびの改正によりまして、税收の面で相当額の減収が考えられますが、推定試算によりますと、市民税個人、それから市民税法人税割、固定資産税、電気ガス税等をあわせまして、総額で一億三千七百六万四千円ばかりの減収を推定しております。しかし一方におきましては、所得の伸びでありますとか、四十八年の改正によって農地の宅地並み課税の強化、家屋の新造策、それから非住宅用地の増税、特別措置保有税の新設等によりまして、前年度に比べ

まして相当の増税があり、これら内容につきましては、三月定例会のときの四十九年度当初予算でご審議をいただきましたとおりでございます。

以上きわめて簡単でございますが、議案第四十号、第四十一号、両案の説明を終わります。なにとぞ慎重ご審議を賜わりまして、原案につきましてご可決くださるようお願い申し上げます。

○議長（石川信義君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本議案に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君） 以上で質疑は終わります。

○三番（小林才治君） この際動議を提出いたします。

ただいま一括議題となっております議案第四十号・四十一号についてはともに委員会付託及び討論を省略し、原案どおり可決させられんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君） おはかりいたします。

ただいま小林才治君から所定の賛成者を得て、本二案は委員会付託及び討論を省略し、原案どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君） ご異議なしと認めます。よって議案第四十号及び議案第四十一号は原案どおり可決をいたしました。

○議長（石川信義君） 次に日程第七議案第四十二号福生市営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（秘書職員課長高水 求君登壇）

○秘書職員課長（高水 求君） ご指名がございましたので、議案第四十二号についてご説明申し上げます。

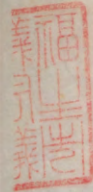
本案は福生市営住宅条例の一部を改正するわけでございますが、提案理由にもございますとおり、公営住宅法の施行令の一部改正



に伴いまして、公営住宅法ならびに施行令によりまして、この市営住宅条例ができておりますので、必然的に施行令が改正されましたことによりまして、今回ここに条例の一部を改正し、整備しようとするものでございます。

新旧対象をごらんになればおわかりかと思いますが、二十四条の第一項におきましては「前条第二項の規定による報告があつたときはその報告のあつた日の属する月」というものを削るわけでございますが、第二十四条の第一項には第二項というものが削除されておりますので、今回これによって削除しようとするものでございます。それから第二十四条の二の第一項中「十一万円」を

「令第六条の三第一項に定める額」とすなわち「施行令の第六条の三第一項に定める額」というものに改正しようとするものでございます。それから附則におきましては施行日を公布の日からといたしまして、さらに昭和四十五年の条例第十四号の一部を改正する条例の一部をさらに改正いたしまして、附則の中に昭和四十四年六月十日現在の使用者に対する特例がございしますが、その中で「十一万円」とあるのは「十五万円」ということになっておりますけれども、それを今回の令の改正によ



りまして、附則の「公営住宅法の施行令の一部を改正する政令の附則第三項に定める額」というものに改めるということで、金額におきましてはこの条例ならびに政令の趣旨については変わることはございませんけれども、金額において従来十一万円というものは今回政令の六条の三第一項では十四万五千円ということになっております。また十五万円という数字が今回の施行令の附則の第三項に定める額ということでは十七万四千円ということに相なっております次第でございます。今回の条例の一部を改正する条例は冒頭申し上げましたとおり政令の改正に伴うものでございまして、趣旨においては従来の条例と変わるものはございません。

以上簡単でございしますが、議案第四十二号について説明をいたした次第でございします。慎重ご審議くださいます。原案ご可決くださるようお願い申し上げます。説明にかえさせていただきます。議長（石川信義君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君） 以上で質疑は終わります。

○三番（小林才治君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案第四十二号については委員会付託及び討論を省略し、原案どおり可決されることを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君） おはかりいたします。

ただいま小林才治君から所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び討論を省略し、原案どおり可決されたい旨の動議が提出されました。本動議のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君） ご異議なしと認めます。よって議案第四十二

号は原案どおり可決をいたしました。

○議長（石川信義君） ここでおはかりをいたします。

お手元にご配付のとおり、陳情書二件が提出されましたので、この際日程に追加し議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君） ご異議なしと認めます。よって本陳情二件

は本日の日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

○議長（石川信義君） 追加日程第一及び追加日程第二を一括して上程をいたします。

追加日程第一陳情第三号 道路工事の前払金制度の実施および昭和四十九年度道路工事の早期発注に関する陳情書

追加日程第二陳情第四号 公共工事標準請負契約々款に関する陳情書

の二件を一括して議題といたします。

事務局長をして陳情書の朗読をいたさせます。